

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 23 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21520771

研究課題名（和文）古代日本における法倉の研究

研究課題名（英文） Archaeological Study on the special granary of the Government Offices in the 8-9th-century Japan

研究代表者

大橋 泰夫 (OHASHI YASUO)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：80432615

研究成果の概要（和文）：

郡衙正倉の中で重要視された法倉について、主に考古学的方法から検討した。その結果、古代国家が国郡制に基づく地域支配をすすめるなかで、8世紀以降、国家権力の誇示を含めて、法倉は建設されたことが明確になった。

研究成果の概要（英文）：

The present study is a research of "Norikura" (a special official granary which provided relief to poor people in times of famine, festivals and so on.) by archaeological method.

In conclusion, it was clarified that "Norikura" was built by the ancient nation for the purpose of displaying its state power and ruling the provinces of Japan after 8th century.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・考古学

キーワード：歴史考古学、郡衙、正倉

1. 研究開始当初の背景

法倉は郡衙正倉の中で、特に重要視された穀倉である。古代国家は地方支配を行う上で、稲穀を収納した正倉の建設と修理には、きわめて大きな関心を持っていた。正倉には史料から、「凡倉」と「法倉」の二種があった。「凡倉」は一般的な穀倉であり、各郡に設置された正倉院に数多く建設された倉である。

これまでの研究によって、法倉は各郡の正倉院の中に、1棟もしくは2棟だけ建設され

た倉で、飢饉などに備えた稲穀を収納していたこと、史料（正税帳）の記載から一般的な「凡倉」よりも大型である点が明らかになっていた。しかし、法倉については史料が乏しく、実態は不明な点が多かった。

そのため、最近の郡衙正倉の発掘調査成果や研究を踏まえて、考古学側から改めて再検討する必要がある、そうした考古学的検討を踏まえたうえで、国郡制に基づく地域支配との関わりが求められていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、古代日本における法倉の実態を考古学的に解明する点にある。

日本の古代国家は、中国にならい中央集権的支配の徹底を図った。その中で宮都や地方官衙は舞台装置として同時に支配の手段としての役割を果たした。これまで地方官衙研究は、考古学と文献史学を両輪として進められており、律令国家が国郡制を敷き、各国に地方官衙として国府、郡衙を配置し、地方の統治にあたった点を明らかにしている。こうした中で、国府が7世紀末～8世紀初頭ころに郡衙とともに成立し地方支配の拠点となり、郡衙では郡庁や正倉が整備されていった。

今回、検討する法倉は郡衙正倉の中でも、特に重要視された穀倉である。これまで正倉の研究は、文献史学、考古学ともに行われ多くの成果が挙げられている。古代国家は地方支配を行う上で、稲穀を収納した正倉の建設と修理には、きわめて大きな関心を持ち、その正倉の管理と修理は国司の重要な職務となっていた。

法倉に収められた稲穀は、天平9年度(737)の和泉監正税帳日根郡にみるように、高年者や貧民・難民を救済するために使われた。これは天皇制イデオロギーに関わる恩勅を示すものであり、法倉が造営された意義を明らかにすることは、天皇を中心とする日本の古代国家の特質を解明することに大きく寄与する。また、神社建築が古代の倉と構造が似ている点は、稲穀を収めた倉が神聖な意味を持っていたことに由来しているとみる説もあり、民俗学から古代にあって米倉は聖屋であり、ホコラ(神殿)の原態との指摘もある。

本研究では法倉の実態を考古学的に解明するために、各地の郡衙正倉を検討し、その中で、法倉が古代において持っていた本質的な意味を考えた。

3. 研究の方法

まず文献史学・考古学における法倉の先行研究について論点整理をおこない、成果と問題点を抽出した。

その上で、各地の郡衙正倉のなかで他の正倉より威容を誇る高床倉庫に焦点をあて、規模や外観、正倉院での位置・配置の特徴、景観、年代などの検討を行った。

4. 研究成果

各地の郡衙遺跡の分析を通して、下記の点を明らかにした。

① 棟数

下野国河内郡では、多功遺跡(河内郡衙本院か)と上神主・茂原官衙遺跡(別院か)でそれぞれ超大型の瓦倉が確認され、本院だけ

でなく別院にも法倉が設置されていた。このように、本院だけでなく、別院にも法倉に相当する倉が設置されていた郡として、同じ下野国芳賀郡でも本院の堂法田遺跡、別院の中村遺跡で瓦倉が推定され、長者ヶ平遺跡でも大型の倉がみつかり、本院の他に二つの別院にそれぞれ法倉が建設されていたと推定した。法倉は郡衙の本院だけでなく、別院にも設置される場合があった。

また、同じ正倉院中に複数の超大型の倉が三軒屋遺跡・日秀西遺跡・平沢官衙遺跡で見られ、国府野遺跡では2棟の大型の瓦倉が、順次、新造されていた。法倉も凡倉と同じく、一度に建設されたものではなく、増設されることが一般的だった。

郡衙遺跡の考古学的検討と史料からみた法倉の棟数は整合的であり、郡ごとに法倉は設置され、別院にも設けられた場合があった。

② 規模・構造

規模については、目安として一般的な正倉よりも大型の100㎡前後もしくはそれ以上の正倉を対象にして、検討をすすめた。佐位郡衙正倉院の三軒屋遺跡では、史料に記載された2棟の法倉は超大型の倉であった。

その一方で、正倉院全体が判明している遺跡のなかで、超大型の正倉が確認されていない例の一つとして、長者屋敷官衙遺跡(豊前国下毛郡衙)がある。ここでは、13号建物が法倉の候補になる。その規模は5間×3間(84㎡)で超大型ではないが、唯一の礎石建物で、この倉だけは他の倉と溝で別に区画されていた。弥勒寺東遺跡の正倉東3も桁行4間(9m)×梁行3間(5.4m)、床面積48.6㎡と大型ではないが、石で化粧された基壇を持ち、他よりも早く礎石建物となっている点から、法倉の可能性がある。長者屋敷官衙遺跡や弥勒寺東遺跡でみるように、法倉は超大型でない例も想定できる。その場合でも、他の正倉よりもいち早く礎石建物となり高質化し目立つ位置に建つなどの倉が法倉であった可能性が高い。

また、三軒屋遺跡の八角形の高床倉庫については、法倉とは上野国交代実録帳に記載されていないが、その象徴的な姿や超大型である点から、法倉に相当する倉だったと評価されている。天平9年度・豊後国正税帳の球珠郡にも円倉と記載された倉があり、八角形建物と推定できる。円倉は1棟だけであり、正倉院中において象徴的な倉として、三軒屋遺跡と同じく法倉的な性格を有していたと憶測した。

法倉にもみられる土倉は、高床式で防火の手法として甲倉や板倉の表面に壁土を塗ったものである。正倉として高床式の穀倉は7世紀以降に開発され、まず甲倉(甲あぜ倉)が実用化され、ついで板倉による穀倉が現れ、

やがて両者が交替していく。甲倉は生産上・技術上の制約から大型化ができず、そのため大容量の穀倉を作る場合にも用材の経済性、平面の自由性などの長所を持った板倉が8世紀以降の主体となる。天平期の和泉監正税帳にみえる、和泉郡や日根郡の法倉は、それぞれ桁行(長)が7丈2尺、6丈と長大な点から甲倉ではなく、板倉(土倉)であろう。

上野国交替実録帳の佐位郡に、「法土倉」の他に「法板倉」もみえるので法倉には板倉もあった。また、延喜正税帳には、正倉の記載として法倉・凡倉・土倉を並列させ、法倉の内訳に甲倉と板倉を載せる。

天平期の正税帳に記載された、和泉監和泉郡や日根郡の法倉は桁行 20m前後と長大である。その一方で、各地の正倉には超大型でない法倉もあったと想定した。超大型の倉はみつからないが、関和久遺跡や長者屋敷官衙遺跡では、瓦葺きの倉や礎石建物があり、他の倉よりも高質な倉が威容を誇っており、法倉は規模だけでみることはできない。延喜正税帳の法倉内訳に甲倉が含まれていることから、桁行 10m以下の高床倉庫のなかに、甲倉で法倉とされていた倉があったことを想定している。

各地の郡衙遺跡には、100 m²を越える超大型の正倉が確認されており、法倉とみられる。その一方で、超大型でない正倉のなかにも、法倉とされた倉が含まれていた可能性が高い。延喜正税帳には、法倉の内訳として、甲倉・板倉があることと符合し、考古学的な検討からみて甲倉も含まれていたとみられる。

また、瓦葺きの倉の中には、那須官衙遺跡(下野国那須郡衙)、多功遺跡、上神主・茂原官衙遺跡、台渡里官衙遺跡で明らかになっているように、建物を丹塗りしていた。瓦倉の多くは丹塗りされていたと推定できる。丹塗りの理由は瓦葺きという点ではなく、法倉そのものの特別な性格に由来したと考える。その場合、瓦葺きでない法倉も、丹塗りされた他の正倉(凡倉)とは大きく異なっていたことになる。

柱を丹塗りし瓦葺きとする礎石建物には、一見すると大陸風の寺院建築の影響が想定できるが、ここでは法倉の持つ性格にその要因を求めた。法倉の丹塗りは国家支配の象徴的な意味に関わると想定した。

③ 年代

これまで法倉と呼ばれた超大型の長倉については、天平以降に 5000 斛以上の規格制定が行われた結果とみる意見もあった。しかし、郡衙遺跡でみられる超大型で法倉とみられる穀倉は、8世紀第1四半期には造営されている点から、天平以降になって超大型の倉が建造されるようになったとみることはできない。

法倉は文献史料によれば、もっとも古い例として天平2年(730年)の尾張国正税帳があり、この頃までに設置されていた。郡衙遺跡でみると、法倉に相当する倉は創設期(7世紀後半から末)より遅れるが、8世紀でも早い時期に造営されたと考えた。

法倉は、一般的な正倉(凡倉)と同じく、8世紀以降、9世紀代を通して維持管理、新造された。多功遺跡や国府野遺跡では、国府や国分寺所用瓦を生産した国衙系瓦屋から差し替え瓦が供給され、正倉の維持管理にあたって国衙の関与を知ることができる。

④ 配置と立地

法倉とみられる超大型の正倉の配置をみると、二つのあり方が認められる。一つは、列中の一つが超大型となる例である。群馬県三軒屋遺跡(佐位郡衙正倉)、茨城県台渡里官衙遺跡群の長者山地区(那賀郡衙)、岐阜県弥勒寺東遺跡(武儀郡衙)などでみられる。もう一つは正倉群の列中に入らず、単独で超大型の正倉が設置されるあり方で、上神主・茂原官衙遺跡、那須官衙遺跡、大高野遺跡(伯耆国八橋郡衙)でみついている。

二種の配置の違いがどのような要因によっているかは不明であるが、正倉群の列中ではなく、単独の場合、超大型の倉は礎石建物から始まり、8世紀中葉(第2四半期頃)に建設されている例が多い。したがって、後者は列中に建つ超大型例よりも遅れて新造された可能性が高い。

さらに、法倉とみられる倉の多くは、正倉院の中でも那須官衙遺跡や上神主・茂原官衙遺跡で道路(東山道)に面したあり方にみるように、景観に配慮して設置されている例が多い。台渡里官衙遺跡群では那珂川を見下ろす台地上にあり、陸上および水上交通も重要視された位置にある。弥勒寺東遺跡も長良川右岸の河岸段丘上にあり、稲穀運搬などに舟運が大きな役割を担っており、ひととき大型の礎石建ち正倉2(法倉か)は郡庁よりも一段高い地点に立ち、この法倉を含めて郡衙施設が河川からの景観も意識されて設置されていたとみられる。

なお、三軒屋遺跡の法倉や八角形倉庫の近くでは、幡竿の柱穴とみられる遺構がみつかり、これは法倉の特殊性を示すものかもしれない。

⑤ 地域的な特徴

法倉のなかで地域的な偏在として、瓦葺きの倉がある。郡衙正倉を瓦葺きとするのは、陸奥国とそれと接する下野国・常陸国でみられる地域的な特徴である。

郡衙正倉の屋根については、軒平瓦に丹塗がある点などから那須官衙遺跡、上神主・茂原官衙遺跡、多功遺跡例で総瓦葺きであるこ

とがわかっていた。その一方で、関和久遺跡など正倉地区からの瓦出土量が少ない点から葺棟もしくは熨斗棟も多いと推定されていた。本研究の成果によれば、総瓦葺きでない倉は確認できていない。郡衙正倉では多くが総瓦葺きであり、量が少ない要因は正倉群のなかで特定の倉（法倉）を中心にして瓦が葺かれたためであろう。

5. まとめ

これまで限られた史料から、法倉は凡倉に比べて大型の倉と考えられてきたが、規模だけでなく、正倉院中の位置や区画施設、構造などから総合的に検討しなければならない点を明らかにした。

また、超大型や瓦倉の造営が8世紀でも早い時期から始まる点から、法倉に相当する倉の建設は、田祖制が形成される大宝元年の勅、和銅元年（708）の不動倉設置のなかで始まったと憶測した。8世紀初めに法倉と呼ばれたかは不明だが、考古学的な検討によれば、その時期から正倉群のなかで特定の倉が威容を誇るように建設が始まっていた。

法倉は古代国家が国郡制に基づく地域支配をすすめるなかで、国家権力の誇示を含めて建設されたことが、本研究によってより明確になった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

- ① 大橋泰夫「坂東における瓦葺の意味-クラからみた対東北政策-」『古代社会と地域間交流』六一書房、2012、査読無.
- ② 大橋泰夫「国分寺と官衙」『国分寺の創建を読む』雄山閣、2012、査読無.
- ③ 藤木海「陸奥南部の法倉の特質」『古代日本における法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、2012、86～87頁、査読無.
- ④ 出浦崇「上野国佐位郡衙の法倉 -三軒屋遺跡と上野国交替実録帳を通して-」『古代日本における法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、2012、88～98頁、査読無.
- ⑤ 川口武彦「台渡里官衙遺跡群（常陸国那賀郡衙）の法倉」『古代日本における法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、2012、99～110頁、査読無.
- ⑥ 辻史郎「下総国相馬郡家正倉（日秀西遺跡）における法倉について」『古代日本における法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、2012、111～119頁、査読無.
- ⑦ 篠原祐一「神社とクラ」『古代日本におけ

る法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、2012、120～133頁、査読無.

〔学会発表〕（計1件）

大橋泰夫「坂東における瓦葺きの意味」、日本考古学協会第76回総会実行委員会『古代社会と地域間交流』、2010、5、23、国土館大学.

〔図書〕（計1件）

大橋泰夫『古代日本における法倉の研究』科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書、2012、1～144頁.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大橋 泰夫 (OHASHI YASUO)
島根大学・法文学部・教授
研究者番号：80432615

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

出浦 崇 (IDEURA TAKASHI)
群馬県伊勢崎市教育委員会
川口 武彦 (KAWAGUCHI TAKEHIKO)
茨城県水戸市教育委員会
篠原 祐一 (SHINOHARA YUICHI)
財団法人とちぎ未来づくり財団
埋蔵文化財センター
辻 史郎 (TSUJI SHIRO)
千葉県我孫子市教育委員会
藤木 海 (FUJIKI KAI)
福島県南相馬市教育委員会